

関東ブロック学習会・要録

講 師：埼玉大学准教授・宗澤 忠雄氏

開催日：令和元年9月23日

会 場：東京都中央区・人形町区民館

この学習会は関東ブロックが計画し、宗澤氏を講師にお願いして「地域共生ホーム～知的障害のある人のこれからの住まいと暮らし～」をテーマに実施したものです。

当日は関東ブロック各県連の役員等24名の参加があり、皆さん講師のお話を熱心に聞いていました。なお、学習会の概要は以下のとおりです。

※ 最初に講師から、書籍「地域共生ホーム」の特色・評価などについて、次のようなお話がありました。



1 この本の特色・評価

(1) この本は、現在の入所施設の改善を要する点や課題について、理論的かつ実務的に示したものであり、親・家族の声を国に届けるため、各執筆者が全身全霊をつぎ込んだものである。これまでこの種の書籍は皆無であったことから、出版社も高く評価しており、当初印刷した5,000部に加え、さらに5,000部の増刷を予定している。

「地域共生ホーム」は既成の言葉ではない。現在の「施設」という名称は、特定の目的をもっているものであり、障害のある人が利用する名称としてはふさわしくないので、「地域共生ホーム」における住まい方・暮らし方を示したものである。

(2) 国は、1980年代から施設をなくし、グループホームでの暮らしを推進している。

そして、1棟20人定員のグループホーム（さらにもう1棟追加してもよいことになって

いる。これはもはや施設と言うべきではないのか）を認めている。これは民間のアパートと何ら変わらず、支援にあたる人の資格も必要ない。利用者がこのグループホームの建物に何らかの損害を与えるなど問題を起こした場合は、直ちに退去させることができるなど、問題が多々発生している。

(3) 民法第877条では、「親族扶養義務」が規定されているが、これは日本のみであり、親・兄弟姉妹を苦しめている法律である。障害のある人が成人したら、国や社会が扶養の責任者となるべきで、家庭を作るのが困難な人には、団らんでできる家庭的なつながりを持つ人が必要である。それを「地域共生ホーム」に託したい。

2 現在の障害者支援施設をめぐる状況について

(1) 「施設の新設に風が吹いている」かのような受け止め方は、間違いである。

施設縮減に向けた政策の始まりは、1980年代の「社会福祉改革」にある。これによって「施設福祉に対する在宅福祉」が打ち出され、「施設から地域への移行」が進められることになった。

(2) 介護保険制度の施行以降、国には2つの成功体験がある。

一つは、有料老人ホームと介護サービス付き高齢者専用住宅である。

これは次の数字に見るとおり、特養老人ホーム待機者の受け皿づくりを、民間（私

的責任)に丸投げしたものである。なお、有料老人ホームと特養老人ホームにおける日常費用の負担額には差がない。

2016年における 有料老人ホーム定員 419,686名
特養老人ホーム定員 530,280名

もう一つは、特養老人ホーム新設に係る国家負担の縮減、自治体(保険者)負担、国民(被保険者)負担の増大である。

- (3) 障害者支援施設に関する国家基準は、すでに廃止されている。
- ① 職員配置基準は、事業者報酬との兼ね合いで、それぞれの施設が選択する。(2017年以降)
- ② 利用者にかかる面積基準は、各自治体が条例で定める。(2012年以降)
- (4) 国は、「丸投げ型地方分権と利用者負担の増大」による「施設縮減への方向性」を堅持している。
- ① 制度上の「障害者支援施設」は残しつつ、国の責任をさらに空洞化する。
⇒ 実際の財政出動は、地方自治体に丸投げしていく。
- ② 都市部における人口減少に伴うアパート経営の窮状を、「グループホームへの参入」で穴埋めする。

※ 次いでこの本の各章の基本的なスタンスなどについて、講師からレジュメをもとに次のような説明がありました。なお、()内は執筆者です。

第1章・第2章(宗澤忠雄氏)

この2つの章では、次のような点を明らかにする。

- (1) 「知的障害のある人の住まいと暮らし」に関しては、現在次のような前門の虎と後門の虎がいる。

前門の虎：国の入所施設削減圧力。

後門の虎：ノーマライゼーションの思想を捻じ曲げた「施設否定論」・「GH賛歌」。

(国の政策を補完する勢力 野沢和弘・外国かぶれの似非研究者)

この章では、「施設か、グループホーム(地域生活)か」という議論の枠組みを排し、「知的障害のある人の住まいと暮らしの在り方」を議論の出発点に据える。

- (2) 親密圏としての住まいと暮らしの「アットホームな」の意味を厳密に規定する。
- ① 施設における人間関係を「家族」と規定するのは、理論的には誤りである。なぜならば、共同体(家)と親密圏の違いを、厳密に区別する必要があるから。
- (参考) 共同体は、扶養義務が発生する諸悪の根源
- ・ 共同体は「子々孫々に繁栄をつなぐ」タテの関係の維持が至上命題であって、タテの関係性の支障となるものは排除する。⇒ 「姥捨て山」・「障害児殺し」
 - ・ 先進国の親子関係 = 子の成人・自立と共に生活上の支援はなくなる。
- ② 親密圏を基盤とする公共圏での支えあい＝社会福祉・社会保障があるべき姿。
- どんな家庭に生まれても、どのような障害があるとしても、人生に付きまとう生・老・病(障害)・死をめぐる苦悩への支え合いを、二人称ではなく「三人称の連帯」で成立させる社会システムである。
- そこでは、「今日から入所した人も、家族のような親密圏の一員」になる。
- (3) 地域生活を創る
- ① 地域の多様な社会サービス(社会資源)を活用する。
- ② 買い物・観劇・散歩などが自由。
- ③ 地域の人と触れ合い、コミュニケーションをする。ただし、これには日本独特の困難がある。



第3章・第5章（全施連副理事長・南 守氏）

障害者支援施設の生活の質の向上を阻む、現行制度の問題点を詳細に明らかにし、現行制度の抜本的改善を国に迫るとともに、現行制度の下で工夫も知恵も尽くそうとしない、多くの法人・施設に改善を迫る。

- (1) 様々な規定が錯綜し、職員配置と取組の改善が阻まれてしまう次のような問題構造
 - ① 通所の生活介護より入所の生活介護が劣悪になってしまう仕組み。
 - ② 直接支援職員の配置率と、事業者報酬の矛盾した関係。⇒ 直接支援職員を増やすと、職員一人当たりの事業報酬（一人当たり賃金）が下がる。
 - ③ 時間帯による職員配置の制約。
 - ④ 休暇や有給休暇が取得できないことになってしまう制約。 など
- (2) 環境整備支援と直接支援に係る問題
 - ① 施設臭の克服・毎日入浴の保証。
 - ② 環境整備的支援との関連で、直接支援の向上を図ることができる、という支援の構造。

第4章（宗澤忠雄氏と社会福祉法人ささの会総合施設長・長岡洋行氏）

- (1) 施設の経営。運営を規定する社会福祉法人の在り方を考える。
 - ① 「施設従事者等による虐待」の発生は、法人そのものの経営・運営に問題がある。言い換えれば、理事長・施設長に決定的な問題がある。
 - ② 「経営主体の施設」（事業者報酬の最大化、幹部職員報酬の最大化）を目指す法人・施設の増加。
これは、異業種からの社会福祉法人への参入、内部留保の拡大、陰で蓄財に励む幹部職員・外車などを乗り回す幹部職員の存在が原因している。
一方、職員の定着率は相変わらず低いままである。
- (2) 社会福祉法人改革と施設長の在り方
 - ① 同族経営法人・天下り先法人・法人創成期施設長の「ボス猿化」が生じる問題行動。
 - ② イコール・フッティングへの動きは、経営を第一として専門性を空洞化している。
- (3) 利用者主体の社会福祉法人経営・運営の在り方を、「ささの会」の試みから提示する。

- ① 理事会と評議員会の議論・決定の出発点は、利用者自治会にある。
- ② 利用者を「言葉の表出がない」とか「はっきり意見を持ってない」とするのは時代錯誤である。

第6章（全施連理事長・由岐 透氏）

由岐会長の世代の親としての苦労と、これからの運動の在り方を明らかにする。

- (1) 障害のある子どもと親・家族を丸ごとでみた困難。
 - ① 親子・家族を支援対象とする福祉サービスの欠如。⇒ 社会的に強いられてきた親子の共依存。
 - ② 母親の養育・介護への束縛。⇒ 稼働収入の減少と貧困。
 - ③ 知的障害のある子供の自立への著しい社会的制約。⇒ 子離れ・親離れの困難
 - ④ 子離れする唯一の手段が「施設入所」。
- (2) 地域福祉（障害のある子どもと家族を丸ごと地域で支える支援）は存在しない。これまで施設福祉に対する安上がりの在宅福祉しかなかった。
- (3) 全世代参加型の連帯と取組を目指して。
インターネットやSNSなどのICT技術を駆使した取り組みの必要性。

第7章（北九州市立大学教授・小賀 久氏）

GDP世界第3位の経済先進国でありながら、障害者施策にお金を回さないわが国の問題と、国に福祉政策の責任が及ばない仕組みの社会福祉実施体制について明らかにする。

- (1) GDPに占める障害者施策への支出割合は、OECD主要先進国の中で最低。
（参考）学校教育も最低。国立大学で学費を3万円以上取るのは日本だけ。
- (2) 丸投げ型地方分権施策の構造
計画行政においてニーズを明らかにしても、国は馬耳東風を決め込むことができる。これまで施設利用の待機者が山のようにいても、国は放置してきた。

第8章（弁護士・田中幹夫氏）

現行のあらゆる社会福祉サービスの共通的基本事項を定める社会福祉法の下で、サービス利用者に保証すべき具体的な権利の内容を明らかにする。

- ① サービス利用契約と個別支援計画の形骸化を克服することが必要。（付録の調査結果参照）
- ② 弁護士と社会福祉士による、意思決定支援をせず地域生活の充実を図ろうとしない、「成年後見ビジネス」を克服する必要がある。

※ 次いでこの本の使い方について、講師から以下のようなお話がありました。

- (1) 無責任で安閑とした法人・施設の幹部（理事長・施設長）に本書を読ませる。
幹部職員の工夫と努力次第で、高知小鳩会・あじさい園のように、作り立ての美味しい食事、天日干しの布団、施設臭のない清々しさ、毎日の入浴が実現できることを知らしめる。もし「できない」と言うのなら、その理由を明らかにするように迫る。
- (2) 「施設の暮らし点検シート」（巻末付録）を活用して、施設の改善点を明確にする。
 - ① 社会福祉法人と施設の事業計画に、改善に向けた具体策を書き込ませる。
 - ② 全施連の地域支部や会員間で情報を交流し、改善に向けての有効な働きかけ方を豊かにしていく。
- (3) 本書を根拠にして、理事長や施設長等に丸め込まれず、話し合いを作る。
（障害者支援施設とその社会福祉法人は「いい人とは限らない」ことに留意する。）
 - ① 虐待の検証活動をした法人の例。

- ② 国・自治体は、このような法人事業者を盾に「馬耳東風」を決め込むという構造。
- ③ 「善人面」をするだけで、施設を改善しようとしないう幹部職員に騙されない、丸め込まれない。⇒ 本書に書いてある「このようにできるでしょ」と言い切ること。
- (4) 福祉サービス利用契約と個別支援計画の活用を通じた事態の改善。
 - ① この二つは、現行制度上事態を具体的に変わっていくための重要な梃子。
 - ② 個々の施設利用者・家族では言いづらい状況を、全施連の会員が力を合わせて、「はっきり言える」状況を作っていくこと。
 - ③ そのための相談助言（専門的助言・法的助言等）の機能を、全施連事務局に確保できるようにしていくこと。
- (5) 自治体・地域全体の「地域共生ホームづくり」のムーブメントを広げる。
 - ① 8050 問題とは、実は「親亡き後」の問題。
2050 から 9060 に至る広範囲な「親子家族」＝小規模核家族の生活困難
 - ② 施設を増設しなかった時代の 2050～3060 の若年世代の悲痛な声がある。
⇒ ・一緒になって、市町村・都道府県に「地域共生ホーム」の新設を訴える。
(自治体の障害福祉計画に載せさせることが重要)
・これからの障害者家族と自治体職員に本書を強く勧める。
 - ③ 地域のあらゆる障害者支援事業者・相談支援事業者に本書を強く勧める。
 - ④ 法人・施設・自治体に、「地域共生ホーム」の新しい考え方・取り組み方について理解を深めるためのファシリテーターを各支部に置く。

次世代とともに、障害のある人の暮らしを豊かにし、障害のある人と
その家族の苦労を軽減・解消するための取り組みに力を合わせよう！！

以上

(書籍の訂正)

- 256・257 ページ オムツ交換の 3 「1 日 2 回以上」は「1 日 3 回以上」に訂正。
- 283 ページ 4～5 行目「障害者権利条約第 16 条」は「第 19 条」に訂正。